

令和3年瀬戸市議会12月定例会提出予定議案等の概要

1 条例及び単行議案関係




第74号議案	瀬戸市道泉地域交流センターに係る指定管理者の指定について
担当課・係名	まちづくり協働課 協働第1係
1 議案提出の理由	瀬戸市道泉地域交流センターの指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を求めるもの
2 議案の概要	(1) 施設の名称 瀬戸市道泉地域交流センター (2) 指定管理者となる団体 瀬戸市道泉町53番地の5 道泉地域力推進協議会 (3) 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
3 議案提出に係る根拠法令	(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項 (2) 瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年瀬戸市条例第16号）第4条の2第3項
4 議案提出に伴う影響、効果等	施設概要 (1) 所在地 道泉町53番地の5 (2) 敷地面積 1,209.27㎡ (3) 延床面積 630.31㎡ (4) 施設内容 小会議室、大会議室、調理室、和室、住民交流スペース、キッズコーナー、事務室等

第75号議案	瀬戸市新郷地域交流センターに係る指定管理者の指定について
担当課・係名	まちづくり協働課 協働第1係
1	<p>議案提出の理由</p> <p>瀬戸市新郷地域交流センターの指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を求めるもの</p>
2	<p>議案の概要</p> <p>(1) 施設の名称 瀬戸市新郷地域交流センター</p> <p>(2) 指定管理者となる団体 瀬戸市東赤重町1丁目100番地 新郷地域力推進協議会</p> <p>(3) 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで</p>
3	<p>議案提出に係る根拠法令</p> <p>(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項</p> <p>(2) 瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年瀬戸市条例第16号）第4条の2第3項</p>
4	<p>議案提出に伴う影響、効果等</p> <p>施設概要</p> <p>(1) 所在地 東赤重町1丁目100番地</p> <p>(2) 敷地面積 3,407.97㎡</p> <p>(3) 延床面積 761.28㎡</p> <p>(4) 施設内容 ホール、多目的室、調理室、スタジオ、交流スペース、事務室等</p>

第76号議案	瀬戸市デジタルリサーチパークセンターに係る指定管理者の指定について
担当課・係名	情報政策課 情報政策係
1 議案提出の理由	瀬戸市デジタルリサーチパークセンターの指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を求めるもの
2 議案の概要	<p>(1) 施設の名称 瀬戸市デジタルリサーチパークセンター</p> <p>(2) 指定管理者となる団体 名古屋市東区代官町35番16号 株式会社エスワイシステム</p> <p>(3) 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで</p>
3 議案提出に係る根拠法令	<p>(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項</p> <p>(2) 瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年瀬戸市条例第16号）第4条</p>
4 議案提出に伴う影響、効果等	<p>施設概要</p> <p>(1) 所在地 幡中町211番地の1</p> <p>(2) 敷地面積 3,112.48㎡</p> <p>(3) 延床面積 1,700.08㎡</p> <p>(4) 施設内容 パソコン常設研修室、マルチメディア電子会議室、スタジオ、インターネットコーナー、録音室、会議室、サーバ室、事務室等</p>

第77号議案	瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正について												
担当課・係名	人事課 人事給与係												
1	<p>条例改正の理由</p> <p>一部の職名を改正することに伴い等級別基準職務表の標準的な職務の内容を明確にするに当たり、条例中所需の事項を改正するもの</p>												
2	<p>条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>等級別基準職務表中、1級及び3級の標準的な職務を次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="311 667 1391 1061"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職務の級</th> <th colspan="2">標準的な職務</th> </tr> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>定型的な業務を行う主事の職務</td> <td>主事補の職務</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務</td> <td>主任の職務</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施行期日等</p> <p>施行期日を令和4年4月1日とし、所需の準備行為に関する規定を設ける。</p>		職務の級	標準的な職務		改正前	改正後	1級	定型的な業務を行う主事の職務	主事補の職務	3級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	主任の職務
職務の級	標準的な職務												
	改正前	改正後											
1級	定型的な業務を行う主事の職務	主事補の職務											
3級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	主任の職務											
3	<p>条例改正に係る根拠法令</p> <p>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条</p>												
4	<p>条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>1級から3級までの職務の級に対応する職名がいずれも「主事」となっており、職務の級と職名及び標準的な職務の関係が明確ではないことから、職務の級に対応する固有の職名を新たに規定し明確化を図るもの。</p> <p>給与の支給額に影響は生じない。</p>												

第78号議案	瀬戸市立休日急病診療所に係る指定管理者の指定について
担当課・係名	健康課 成人保健係
1 議案提出の理由	瀬戸市立休日急病診療所の指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を求めるもの
2 議案の概要	<p>(1) 施設の名称 瀬戸市立休日急病診療所</p> <p>(2) 指定管理者となる団体 瀬戸市西長根町10番地 一般社団法人瀬戸旭医師会</p> <p>(3) 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで</p>
3 議案提出に係る根拠法令	<p>(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項</p> <p>(2) 瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年瀬戸市条例第16号）第4条の2第3項</p>
4 議案提出に伴う影響、効果等	<p>施設概要</p> <p>(1) 所在地 西長根町7番地</p> <p>(2) 敷地面積 1,718㎡のうち一部</p> <p>(3) 延床面積 329.80㎡</p> <p>(4) 施設内容 診察室、処置室、検査室、調剤室、事務室等</p>

第79号議案	瀬戸市国民健康保険条例の一部改正について							
担当課・係名	国保年金課 給付係							
1	<p>条例改正の理由</p> <p>健康保険法施行令の一部改正に伴い、これに準じて条例中所需の事項を改正するもの</p>							
2	<p>条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>出産育児一時金を次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">改正前</td> <td style="text-align: center;">改正後</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">40万4千円</td> <td style="text-align: center;">40万8千円</td> </tr> </table> <p>(2) 施行期日等</p> <p>施行期日を令和4年1月1日とし、所需の経過措置を設ける。</p>		改正前	改正後	40万4千円	40万8千円		
改正前	改正後							
40万4千円	40万8千円							
3	<p>条例改正に係る根拠法令</p> <p>健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条</p>							
4	<p>条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>出産に係る給付は、出産育児一時金に産科医療補償制度に係る掛金を加算して、総額42万円を支給している。産科医療補償制度の掛金が改定（減額）になるため、総額に変更が生じないよう次の図のとおり改正する。</p> <p style="text-align: center;">（改正前）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;"> <p>出産育児一時金</p> <p>40万4千円</p> </td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 40%;"> <p>出産育児一時金</p> <p>40万8千円</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>産科医療補償制度の掛金</p> <p>1万6千円</p> </td> <td></td> <td> <p>産科医療補償制度の掛金</p> <p>1万2千円</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（改正後）</p>		<p>出産育児一時金</p> <p>40万4千円</p>		<p>出産育児一時金</p> <p>40万8千円</p>	<p>産科医療補償制度の掛金</p> <p>1万6千円</p>		<p>産科医療補償制度の掛金</p> <p>1万2千円</p>
<p>出産育児一時金</p> <p>40万4千円</p>		<p>出産育児一時金</p> <p>40万8千円</p>						
<p>産科医療補償制度の掛金</p> <p>1万6千円</p>		<p>産科医療補償制度の掛金</p> <p>1万2千円</p>						
※	<p>産科医療補償制度とは</p> <p>出生した子どもが、重度脳性麻痺になり要件を満たした場合、その家族の経済負担を補償（総額3,000万円支給）するとともに、産科医療の質の向上に寄与する制度</p>							

第 8 0 号議案	瀬戸市児童発達支援センターに関する条例の一部改正について
担当課・係名	児童発達支援センター
<p>1 条例改正の理由</p> <p>児童発達支援センターでの事業実施に係る業務を整理し、児童発達支援センター全体で事業をより効率的かつ効果的に実施していくに当たり、条例中所要の事項を改正するもの</p>	
<p>2 条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>児童発達支援センターの各施設（のぞみ学園及び発達支援室）で実施している次の事業について、児童発達支援センター全体で実施できるよう、条文を整理する。</p> <p>ア 保育所等訪問支援事業</p> <p>イ 障害児相談支援事業</p> <p>ウ 発達障害児等、その保護者等に対する相談、助言等に関する事業</p> <p>エ 発達障害児等に対する発達検査及び個別支援策の検討に関する事業</p> <p>オ 発達障害児等の支援者等への助言、情報提供及び研修に関する事業</p> <p>カ 発達障害に係る保護者の会、支援団体等の育成に関する事業</p> <p>キ 発達障害理解のための啓発に関する事業</p> <p>ク 発達障害支援に関する関係機関及び団体との連絡調整に関する事業</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>令和 4 年 4 月 1 日</p>	
<p>3 条例改正に係る根拠法令</p> <p>地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項</p>	
<p>4 条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>児童発達支援事業（のぞみ学園で行う事業）を除く事業については、のぞみ学園及び発達支援室において実施し、支援体制の充実化と効率化を図る。</p> <p>児童発達支援センターの支援体制を図に示すと次のとおり。</p>	

瀬戸市児童発達支援センター
(のぞみ学園、発達支援室)

のぞみ学園のみ

児童発達支援事業

- 学園療育
- 医療的ケア児
- 療育時間の延長
(保護者の就労保障)

相談支援

- 基本相談・専門相談

家族支援

- 親子支援プログラム
- 親子支援教室(ひよこ・子ねこ)
- 親子支援パスポート

地域支援

- 巡回療育支援
- 保育所等訪問支援事業
- 訪問相談

障害児相談支援事業

第 8 1 号議案	瀬戸市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の一部改正について
担当課・係名	維持管理課 管理係
<p>1 条例改正の理由 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、条例中所需の事項を改正するもの</p>	
<p>2 条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>ア 題名を「瀬戸市移動等円滑化のために必要な市道の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める条例」に改める。</p> <p>イ 旅客特定車両停留施設（※）の構造に関する基準（ハード基準）を新たに定める。</p> <p>ウ 上記イのハード基準に適合する旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準（ソフト基準）を新たに定める。</p> <p>例）通路</p> <p>ハード基準：移動等円滑化された通路において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。</p> <p><u>課題：車椅子使用者の円滑な利用のために必要な施設・構造（例：階段昇降機(★)）などにおいては、職員等による安全確認や昇降の操作、設置等が必要なものがある。</u></p> <p>ソフト基準：移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターその他の昇降機(★)であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものについては、車椅子使用者が当該昇降機を円滑に利用するために必要となる役務を提供するものとする。</p> <p>(※) 旅客特定車両停留施設 道路に接して道路管理者が設けるバス、タクシー等旅客用車両を同時に2両以上停留させる施設であって、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設。</p> <p>(2) 施行期日等 その他所需の事項を改正し、施行期日を公布の日とする。</p>	
<p>3 条例改正に係る根拠法令 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）</p>	
<p>4 条例改正に伴う影響、効果等 現在のところ市内において、対象となる旅客特定車両停留施設の建設の予定はない。</p>	

第 8 2 号議案	グレーチング蓋跳ね上げによる物損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について
担当課・係名	維持管理課 管理係
1	<p>議案提出の理由</p> <p>本市が当事者であるグレーチング蓋跳ね上げによる物損事故に係る損害賠償の額を決定し、及び和解するに当たり、議会の議決を求めるもの</p>
2	<p>議案の概要</p> <p>(1) 事故の概要 令和 3 年 7 月 1 3 日山の田町地内において、相手方普通乗用自動車が生道を走行中、柵のグレーチング蓋が跳ね上がり、当該車両が損傷した物損事故</p> <p>(2) 損傷の状況 バンパーの損傷</p> <p>(3) 損害賠償の額 1, 0 3 9, 8 3 0 円</p> <p>(4) 和解の要旨 ア 本市は相手方に、上記(3)の金額を、和解成立後 3 0 日以内に相手方の指定する方法で支払う。 イ 本市が上記アの義務を履行したときは、本件は、全て解決されたものとし、本市と相手方の間には、本件に関し、他に何らの債権債務のないことを相互に確認する。</p>
3	<p>議案提出に係る根拠法令</p> <p>地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号</p>

第 8 3 号議案	市道路線の認定について
担当課・係名	維持管理課 管理係
1	議案の概要 市道路線について、窯町 2 9 号線を認定するもの

2 予算関係

- 第 8 4 号議案 令和 3 年度瀬戸市一般会計補正予算（第 1 0 号）
- 第 8 5 号議案 令和 3 年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 8 6 号議案 令和 3 年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 8 7 号議案 令和 3 年度瀬戸市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 8 8 号議案 令和 3 年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 8 9 号議案 令和 3 年度瀬戸市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 9 0 号議案 令和 3 年度瀬戸市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

3 人事関係

- 諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦について（健康福祉部社会福祉課）
人権擁護委員の任期満了（令和 4 年 3 月 3 1 日）に伴うもの
- 諮問第 5 号 人権擁護委員の推薦について（健康福祉部社会福祉課）
人権擁護委員の任期満了（令和 4 年 3 月 3 1 日）に伴うもの
- 諮問第 6 号 人権擁護委員の推薦について（健康福祉部社会福祉課）
人権擁護委員の任期満了（令和 4 年 3 月 3 1 日）に伴うもの

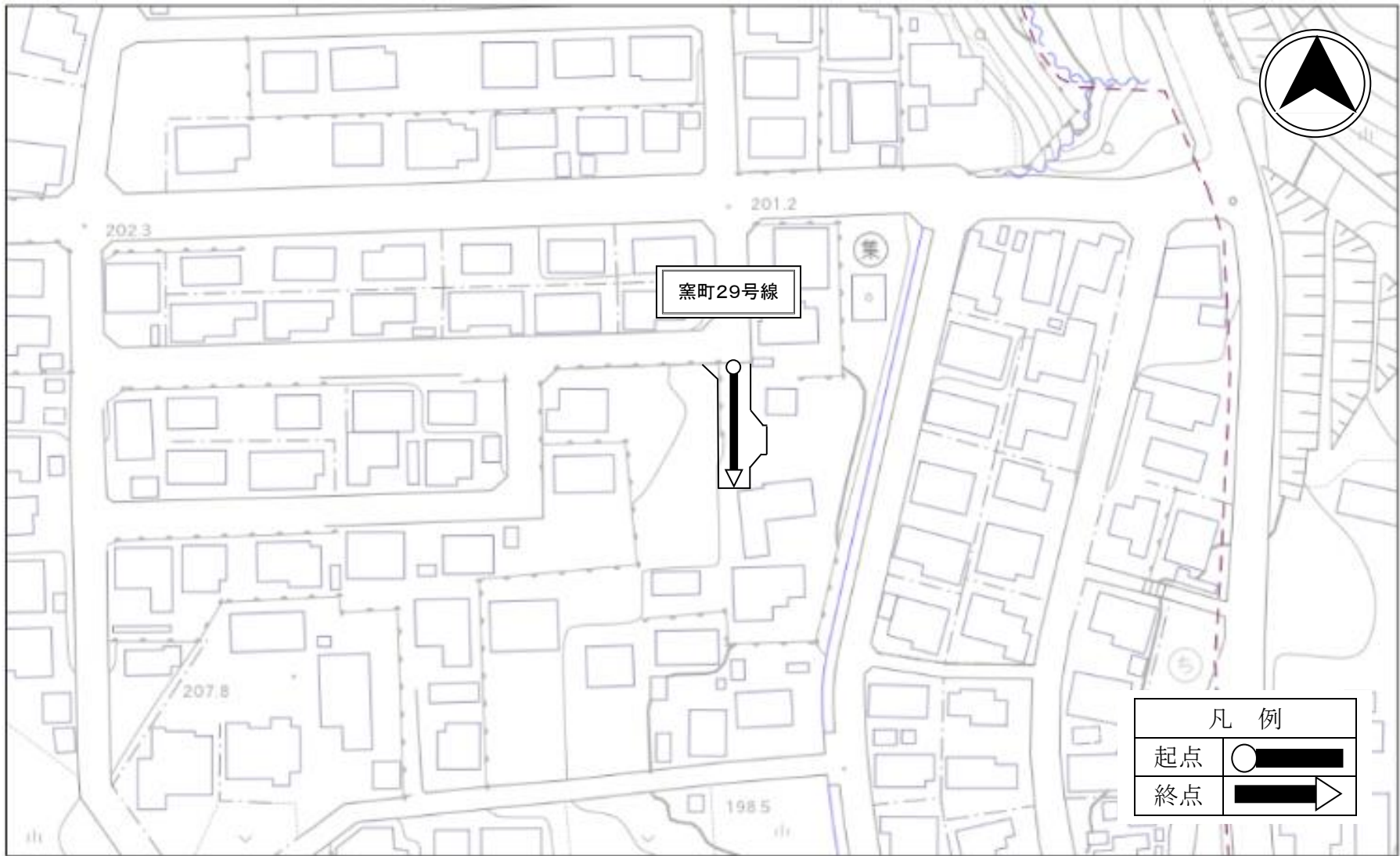
4 報告関係

報告第17号 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から市長の専決処分事項として指定を受けた損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について、同条第2項の規定により議会に報告するもの

	専決年月日	事故の概要	損害賠償の額及び 和解の内容
1	令和3年 8月3日	令和3年6月14日田中町地内において、クリーンセンターのごみ収集車が相手方アパート敷地内から出る際、ブロック塀に接触し、当該ブロック塀が損傷した物損事故	瀬戸市は、相手方に対し、金121,000円を支払う。
2	令和3年 8月17日	令和3年7月12日水無瀬中学校敷地内において、用務員が草刈り作業中、相手方普通乗用自動車に小石が当たり、当該車両が損傷した物損事故	瀬戸市は、相手方に対し、金184,729円を支払う。
3	令和3年 8月25日	令和3年6月24日小坂町地内において、相手方小型乗用自動車が市道を走行中、側溝の蓋が跳ね上がり、当該車両が損傷した物損事故	瀬戸市は、相手方に対し、金150,645円を支払う。
4	令和3年 9月9日	令和3年5月5日八王子町地内において、市が管理する土地で倒木が発生し、隣接する相手方倉庫が損傷した物損事故	瀬戸市は、相手方倉庫を修理する。 (修理費：金495,000円)
5	令和3年 9月13日	令和3年7月16日吉野町地内において、相手方普通貨物自動車2台が市道を走行中、樹木の枝が当たり、当該車両が損傷した物損事故	瀬戸市は、相手方に対し、金220,000円を支払う。
6	令和3年 9月21日	令和3年7月14日下半田川町地内において、品野台分団の資材搬送車が県道を走行中、相手方小型乗用自動車と接触し、当該資材搬送車が損傷した物損事故	相手方は、瀬戸市に対し、金109,505円を支払う。

認定路線図



令和3年度 12月補正予算(案)概要

1 予算概要

(単位：千円)

	当 初 A	3月補正から 9月補正(追加2)まで B	12月補正 C	C の 財 源 内 訳				補正後予算額 A+B+C	対前年同期比
				国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源		
一 般 会 計	39,020,000	2,182,137	412,290	202,383		① 17,313	② 192,594	41,614,427	75.0%
特 別 会 計	24,279,000	92,312	28,725	15,385		14,502	▲ 1,162	24,400,037	100.9%
国民健康保険事業	11,576,000	2,000	▲ 9,415				▲ 9,415	11,568,585	98.5%
春雨墓苑事業	32,000		▲ 814				▲ 814	31,186	99.0%
介護保険事業	10,347,000	90,312	39,945	15,385		14,502	10,058	10,477,257	101.9%
後期高齢者医療	2,324,000		▲ 991				▲ 991	2,323,009	109.0%
企 業 会 計	7,768,219	64,139	519			23,472	▲ 22,953	7,832,877	90.5%
水道事業	3,597,434	7,523	806			23,472	▲ 22,666	3,605,763	83.1%
下水道事業	4,170,785	56,616	▲ 287				▲ 287	4,227,114	98.0%
合 計	71,067,219	2,338,588	441,534	217,768	0	55,287	168,479	73,847,341	83.6%

①「その他」の説明
 ・分担金及び負担金 3,220
 ・寄附金 1,652
 ・諸収入 12,441

②「一般財源」の説明
 ・繰入金 1,384
 ・繰越金 142,729
 ・諸収入 48,481

2 一般会計

(1) 主な内容

(単位：千円)

区 分	事 業 名	補 正 額	財 源 内 訳				目 的 及 び 内 容
			国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源	
民 生 費	障害児通所支援	86,456	64,842			21,614	放課後等デイサービスについて、利用が増加しているため、国・県からの負担金と併せて支援費用の追加を行うもの。
	共同生活援助支援	51,137	38,352			12,785	グループホームについて、利用が増加しているため、国・県からの負担金と併せて支援費用の追加を行うもの。
	施設サービス利用支援	103,065	77,298			25,767	障害者施設が提供する生活介護や就労継続支援等の訓練等給付サービスについて、利用が増加しているため、国・県からの負担金と併せて支援費用の追加を行うもの。
土 木 費	道路維持管理	15,500				15,500	道路施設を適正に維持管理するため、修繕費等を増額するもの。

(2) 債務負担行為の追加

デジタルリサーチパークセンター管理業務委託、道泉地域交流センター管理業務委託、新郷地域交流センター管理業務委託、休日急病診療所管理業務委託

(3) 上記のほか、職員の人事異動等に伴う人件費等の補正を行うもの。

3 特別会計

(1) 介護保険事業特別会計

保険給付費及び地域支援事業費の増額による補正を行うもの。

(2) 上記のほか、各特別会計において職員の人事異動等に伴う人件費等の補正を行うもの。

4 企業会計

(1) 水道事業会計

消火栓設置及び消火栓維持管理に係る負担金収入の増額による補正、並びに南山口配水場テレメータ設備修繕工事に係る債務負担行為の設定を行うもの。

(2) 上記のほか、各企業会計において職員の人事異動等に伴う人件費等の補正を行うもの。

行政委員会委員名簿

令和3年10月1日現在

教育委員会委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
加藤 千春	R3. 10. 1	R3. 10. 1	R7. 9. 30
小澤 慎太郎	R2. 10. 1	R2. 10. 1	R6. 9. 30
竹川 典子	R2. 10. 1	R2. 10. 1	R6. 9. 30
中根 志保	H30. 10. 1	H30. 10. 1	R4. 9. 30
青山 貴彦	R1. 10. 1	R1. 10. 1	R5. 9. 30
田中 直美	R1. 10. 1	R1. 10. 1	R5. 9. 30

公平委員会委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
日比 剛	H22. 12. 15	H30. 12. 15	R4. 12. 14
小池 雄三	H27. 7. 6	R1. 7. 6	R5. 7. 5
中嶋 若菜	H29. 9. 30	R3. 9. 30	R7. 9. 29

固定資産評価審査委員会委員（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
加藤 繁紀	H14. 1. 22	R2. 1. 22	R5. 1. 21
鈴木 洋子	R1. 12. 21	R1. 12. 21	R4. 12. 20
竹本 弘司	R1. 10. 1	R1. 10. 1	R4. 9. 30
加藤 和守	H27. 4. 1	R3. 4. 1	R6. 3. 31
瀧本 友子	H29. 1. 20	R2. 1. 20	R5. 1. 19
伊藤 昌幸	H26. 7. 25	R1. 12. 21	R4. 12. 20

監査委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
鈴木 洋子	R3. 7. 1	R3. 7. 1	R7. 6. 30
伊藤 勝朗	H22. 10. 1	H30. 10. 1	R4. 9. 30
水野 良一	R3. 5. 10	R3. 5. 10	R5. 4. 30

行政委員会委員名簿

令和3年10月1日現在

選挙管理委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
上川 和子	H28. 12. 24	R2. 12. 24	R6. 12. 23
佐野 嘉崇	R2. 12. 24	R2. 12. 24	R6. 12. 23
戸田 千里	H28. 12. 24	R2. 12. 24	R6. 12. 23
井上 順子	R2. 12. 24	R2. 12. 24	R6. 12. 23

人権擁護委員（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
大橋 久美子	H10. 3. 1	H31. 4. 1	R4. 3. 31
野田 真澄	H17. 7. 1	R2. 10. 1	R5. 9. 30
伊藤 良三	H18. 10. 1	R3. 10. 1	R6. 9. 30
加藤 光昭	H29. 4. 1	R2. 4. 1	R5. 3. 31
畔柳 俊雄	H20. 4. 1	R2. 4. 1	R5. 3. 31
矢野 友子	H22. 4. 1	H31. 4. 1	R4. 3. 31
藤本 明伸	H22. 7. 1	R1. 10. 1	R4. 9. 30
今井 順子	H23. 7. 1	R2. 10. 1	R5. 9. 30
中島 富士子	H24. 10. 1	R3. 10. 1	R6. 9. 30
横江 俊次	H25. 4. 1	H31. 4. 1	R4. 3. 31
高島 恵子	H27. 10. 1	R3. 10. 1	R6. 9. 30

副市長（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
青山 一郎	H27. 6. 16	R1. 6. 16	R5. 6. 15

教育長（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
横山 彰	H31. 2. 20	R1. 10. 1	R4. 9. 30

行政委員会委員名簿

令和3年10月1日現在

農業委員会委員（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
伊藤 泉	R2. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
小澤 早由里	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
加藤 卓夫	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
高島 八十三	R2. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
加藤 安清	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
加藤 隆晴	R2. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
作石 正太郎	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
武田 晴光	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
藤井 義廣	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
松原 清	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
伊藤 憲昭	R2. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
横道 厚子	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19